

新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区の区域の変更 (指定および解除)について

1 生息・生育地保護区の概要

○ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（以下「条例」という）第21条の規定に基づき、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるとき、その個体の生息地または生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息または生育の状況を勘案してその希少野生動植物種の保護のため重要と認める区域を指定するもの（令和7年1月現在で県内12カ所）。

○生息地・生育地保護区内では、保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷または損傷が禁止されるとともに、工作物の設置や土地の形質変更などの行為に当たり事前届出が必要となる。

2 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区の概要

○保護対象希少野生植物種：ハマゴウ、ハマエンドウ

○指定日：平成26年3月31日

○概要：砂浜特有の植物であり、かつ、海浜性の植物が琵琶湖岸に生育していることが特徴的なハマエンドウおよびハマゴウの生育が確認されているとともに、ハマエンドウについては県内で最も生育面積が広く、個体数が多い。このように、砂浜特有の植生が良好な状態で存在している場所は県内では数少ないとから、琵琶湖岸の砂浜の生態系の保護を図る上で、本区域を生育地保護区に指定し、指定に係る希少野生植物種を保護しているもの。



ハマゴウ



ハマエンドウ

3 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区の区域の変更（案）

○保護区指定後の保護対象植物種の生育状況の変化等を踏まえ、保護区域を変更するもの（別紙図面のとおり。）

・今回、保護区に追加する区域：現在生育を確認している区域と今後の生育拡大が見込まれる区域

・今回、保護区から削除する区域：長期にわたり生育が確認できず、今後も生育が見込まれない区域

○条例に指定の変更に関する規定がないため、条例第21条第9項に基づき、現在の保護区の指定を解除するとともに、同条第1項に基づき新たに保護区を指定する。

○保護に関する指針については、現在の指針から大きな変更はなく、軽微な表現と時点の修正のみ。

4 変更に係る今後のスケジュール（案）

令和7年2月5日～2月14日	滋賀県環境審議会自然環境部会による審議（書面開催）
2月25日～3月11日	指定案の縦覧（2週間）
3月末	指定告示

※事前に実施した関係機関（彦根市、県庁内関係部局）に対する意見照会では、変更に対する意見は無し。

図. 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区の区域の変更（案）



新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区の指定について（案）

1 名称

新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区

2 指定の区域

滋賀県彦根市新海浜（区域は、区域図表示のとおりとする。）

3 指定に係る希少野生植物種

ハマゴウ、ハマエンドウ

4 指定の区域の保護に関する指針

（1）指定の目的

本区域には、砂浜特有の植物であり、かつ、海浜性の植物が琵琶湖岸に生育していることが特徴的なハマエンドウ（「滋賀県レッドデータブック 2020 年版」で絶滅危惧種に選定）およびハマゴウ（「滋賀県レッドデータブック 2020 年版」で希少種に選定）の生育が確認されており、特にハマエンドウについては県内で最も生育面積が広く、個体数が多い。このように、砂浜特有の植生が良好な状態で存在している場所は県内では数少ないとから、琵琶湖岸の砂浜の生態系の保護を図る上で、本区域を生育地保護区に指定し、指定に係る希少野生植物種を保護していく必要がある。

（2）指定に係る希少野生植物種個体の生育のために確保すべき条件

当該地域の指定に係る希少野生植物種は、琵琶湖岸の砂浜環境に適応したものである。このため、当該区域の土地利用の変化や植生の遷移を防ぎ、現状の砂浜環境と周辺を含めた植生を維持する必要がある。

特に、ハマゴウは砂質を生育適地とし、他種の繁茂や踏み荒らしによって消滅してしまう性質をもっているため、レジャー等による立ち入りの際には十分な配慮をすることが重要である。

（3）生育条件の維持のための環境管理の指針

ア 土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取

本区域においては、指定に係る希少野生植物種が生育できる砂浜の環境を維持するため、砂浜の維持管理、野生動植物の調査その他指定に係る希少野生植物種の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。

イ 木竹の伐採

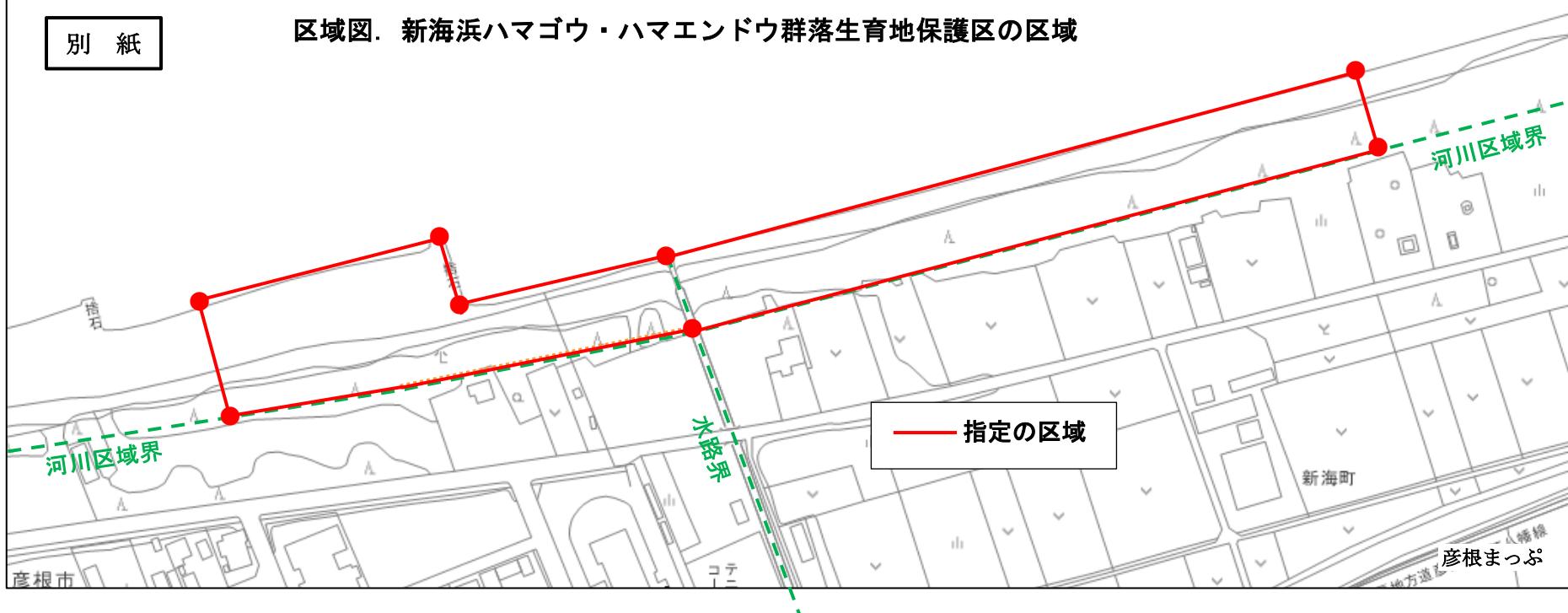
本区域（保安林の区域を除く。）において木竹の伐採を行う場合は、原則として択伐によることとし、択伐率は現在蓄積の 30% 以下とする。

ウ 環境管理

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例違反行為に対する巡視を行うほか、土地の所有者および管理者、周辺住民、関係団体ならびに行政機関が連携協力して、指定に係る希少野生植物種の良好な生育環境の維持に努めるものとする。

別 紙

区域図. 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区の区域





滋 生 多 第 7 号
令和7年(2025年)1月14日

滋賀県環境審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区の区域の変更（指定
および解除）について（諮問）

下記の保護区の区域の変更（指定および解除）について、ふるさと滋賀の野生動植物
との共生に関する条例第21条第3項（同条第10項において準用する場合を含む。）の
規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

記

- 1 区域の変更（指定および解除）を行う地区
新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区
- 2 区域の変更（指定および解除）の理由
生育地保護区指定後の保護対象植物種の生育状況の変化等を踏まえ、区域を変更す
る。